

クリーンセンターかしはら
長期包括運営委託事業

実施方針に関する質疑に対する回答

平成25年7月12日

檀 原 市

通番	項目	頁	箇所	質問内容	回答
1	I 1(2)	3	表中「その他」	灰溶融施設について、再稼働する可能性及びその見込みはどのようにお考えでしょうか。またその費用について、ご教示ください。	募集要項に示します。
2	I 2(2)	7	区分表（搬入・受入管理業務）	受付業務は市の所轄となっておりますが、車両誘導等について、プラットホーム入口からが受託者の業務範囲となると考えてよろしいでしょうか。	市の所轄は受付業務のみであり、それ以外は受託者の業務範囲となります。
3	I 2(5)②エ	10	電力及び熱の供給	「また、隣接する市の余熱利用施設へ安定的に熱供給（温水）及び電力供給を行うこととします。今後、・・・完成後は新施設への熱供給を行なうことを予定」とありますが、熱供給（温水）には本工場で発生させる蒸気を利用することから、余熱利用施設への熱供給量の変動は本工場の発電量に直接影響し、結果として受託者の電気調達量（電気代）が増減します。ついては、余熱利用施設への熱供給量及び変動幅等についてご教示下さい。また、これらが不確定な場合、一定の熱供給量をご提示いただいたうえで、変動リスクを貴市にて分担して頂くか、電力調達業務を事業者の事業範囲外としていただくことをご検討頂きますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
4	I 2(5)②エ	10	電力及び熱の供給	「隣地に新施設の建設予定しており」とありますが、どのような施設でしょうか。	募集要項に示します。
5	I 2(5)③イ	10	大規模修繕	「土木建築の主要構造物の一種以上について・・・維持管理を行うものとします。」とありますが、これは、必要に応じて修繕工事等も行なうと解釈してよろしいでしょうか。	募集要項に示します。
6	I 2(5)④エ	11	官庁等への各種提出書類の作成	「市が行う官庁等への各種資料提出」とありますが作成協力が必要となる資料をご教示願います。	電気事業法に基づく自家用発電所運転半期報や廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理実態調査などが該当しますが、法令等の改正等により、新たな各種資料提出の可能性もあります。
7	I 2(5)④キ	11～12	建物、建築設備等の維持管理	クリーンセンター業務課の所管範囲をご教示ください。	募集要項に示します。
8	I 2(5)④ソ	12	市が使用する設備の維持管理	「ソ. 市が使用する設備の維持管理」は管理棟等の施設に設置されているもののうち、市が単独で使用される什器備品、パソコン等は含まれないと考えますが、維持管理の範囲を入札公告等の段階でご明示していただけますか。	募集要項に示します。

通番	項目	頁	箇所	質問内容	回答
9	I 2(6)	12～13	事業期間終了時の協力	本件施設の精密機能検査の実施が受託者の協力業務となっておりますが、Ⅲ3(3)25頁に市が確認検査を実施し、確認検査の内容は精密機能検査に準ずるとあります。事業終了時の精密機能検査は、事業者と貴市いずれの所掌でしょうか。	募集要項に示します。
10	I 3(6)	14	運転管理業務に伴う環境計測	貴市が実施する環境計測の頻度をご教示願います。	募集要項に示します。
11	Ⅱ2(2)②	19	注2)	「維持管理業務とは、ストーカ本体の取替業務を含むストーカ式焼却炉の機能の回復を図る業務」とありますが、ストーカ本体の更新を伴う業務という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。尚、ストーカの一部取替も含まれます。
12	Ⅲ3(1)	24	基本的な考え方	「受託者は、運営期間終了後1年間に亘り、本件施設の要求水準が満たせるよう、適切な運営維持管理業務を行うものとします」とありますが、これは業務終了後にも1年間は運転指導員の配置が必要ということでしょうか。	運転指導員の配置は必要ありません。
13	Ⅲ3(3)	25	事業期間終了段階	「確認検査実施時に本件施設の要求する水準を満たされないことが明らかになった場合には」とありますが、要求水準の明確化をお願い致します。(性能や数値目標等)	募集要項に示します。
14	添付資料①	29	区分表(共通/不可抗力リスク)	リスク項目・共通・不可抗力リスクで「一定の範囲内」は受託者のリスクとなっておりますが、具体的にはどのような事象を想定されているのでしょうか。	募集要項に示します。
15	添付資料①	29	事業に係るリスク分担	クリーンセンター業務課の所管範囲内で生じた事故や火災等については市のリスク負担ということでしょうか。	市のリスクを原則とします。
16	添付資料②	30～45	特定部品・秘密保持について	長期包括委託は受託者の創意工夫に期待されるものと考えています。実施にあたっては、市及び施工企業からの開示資料のうち、知的所有権を有される特許・新案・意匠に関する登録番号リストは入札公告等の段階で開示をお願いします。	ご意見として承ります。
17	添付資料②	45	特定部品リスト	特定部品は施工メーカーの特許製品との解釈でよろしいのでしょうか。特許製品のリスト及び特許有効期限をご教示願います。	ご意見として承ります。

通番	項目	頁	箇所	質問内容	回答
18	添付資料②	45	特定部品リスト	特定部品が特許により施工メーカーしか供給できない物であれば、統一価格を提示することが望ましいと考えます。（入札参加企業が補修費用の積算等で平等性を保つため）	ご意見として承ります。
19	添付資料②	45	特定部品リスト	特定部品リストのなかで特許製品以外（ろ布やノズル等）は施工メーカーも調達企業から購入しているはずですが、その調達企業から直接購入することは可能でしょうか。また、その企業名は開示可能でしょうか。	募集要項に示します。
20	添付資料②	45	特定部品リスト	特定部品等について、性能を十分に達成し、使用上問題ないものであれば、代替品（同等品等）でも使用可としていただくようお願いします。	募集要項に示します。